

現代化路線の下における中国の留学生派遣政策

岡 益 巳

1. はじめに

歴史的にみると、古代から中世にかけて一大文明の中心として栄えてきた中国は、専ら周辺諸国からの留学生を受け入れる立場にあった。中国が初めて留学生派遣の必要性を痛感したのは近代に至ってからであり、それは清朝が阿片戦争（1840-42年）に敗北した時点である。張 [1993] は阿片戦争後の1847年に始まった中国人留学生の歴史を5波に分けている。すなわち、第1波は19世紀半ばのアメリカを中心とする欧米諸国への留学ブーム、第2波は日清戦争後の20世紀初頭の日本留学ブーム、第3波は1920年前後のフランス留学ブーム、第4波は新中国成立後の1950年代のソ連留学ブーム、そして第5波が1978年以降のアメリカ、日本等への留学ブームである。

さて、文化大革命の勃発によって完全に中断した留学生の派遣が再開されたのは、1972年のニクソン訪中、米中国交回復以後のことである。文革以前の留学生派遣先がソ連を中心とする東欧諸国であったのに対して、1972年以降の派遣先は大半が西側先進諸国である。表1からも明らかのように、1972年から1977年にかけての留学生派遣数は毎年せいぜい200~300人規模に過ぎず、本格的な留学生派遣は文化大革命の終焉を待たねばならなかった。文革路線の放棄と現代化路線の採用により、留学生大量派遣時代が到来したのは1978年のことである。以後今日に至るまで、中国政府の留学生派遣政策は、「4つの現代化」推進のため基本的には留学奨励の方向で進んできてい

表1 留学生派遣者数及び帰国者数の推移（3種類の資料の数値を併記）

年	派遣A	派遣B	派遣C	帰国A	帰国B	帰国C
1972	36			—		
72	259			—		
74	180			70		
75	245			186		
76	277			189		
77	220			270		
78	860			248		
79	1,777			231		
80	2,124			162		
81	2,922			1,143		
82	2,326		3,326	2,211		2,076
83	2,633		3,412	2,303		2,303
84	3,073		3,372	2,290		2,257
85	4,888	4,888	4,888	1,424	1,424	1,424
86	4,676	4,676		1,388	1,388	
87	4,703	4,703	4,703(+6,567)	1,605	1,605	
88	3,786	3,786	3,786(+3,535)	3,000	3,000	
89		3,329	2,987(+5,390)		1,756	4,188
90		2,950	2,244(+5,403)		1,593	4,946

注1) 出所：「派遣A」及び「帰国A」は『中国教育統計年鑑』1987年版の p.17 の表及び1989年版の p.16 の表。「派遣B」及び「帰国B」は『中国教育成就』1986-90年版の p.46 の表。「派遣C」及び「帰国C」は『中国教育年鑑』1982-84年版の p.301 の表、1988年版の Pp.385-386、1989年版の p.330 の表、1990年版の p.382、1991年版の p.387。

注2) 「国家公派」の数値である。ただし、「派遣C」の()内の数値は「単位公派」である。本来はA=B=Cであるはずだが、出所によって数値が異なる年度がある点に注意。

るが、そこは朝令暮改のお国柄で、幾度か引き締め（「収」）と緩和（「放」）が繰り返されている。

そこで、中国の開放政策の流れを、三菱総合研究所 [1990, 1993] により政治・経済の両面からみると、次の通りに時代区分できる。

第1期：1979年～83年。開放初期であり、経済特区の実験、対外関係の改善、国際機関への復帰など、本格的開放への準備期でもあった。政治的にはこの過程で、華国鋒が失脚し、鄧小平体制が名実ともに確立する。

第2期：1984年～87年。84年の鄧小平の特区視察を契機として、14沿海都市の開放、デルタ地帯、海南島あるいは内陸都市の開放など開放政策の全面開花の時期であり、外資導入、対外貿易も85年にはピークに達する。しかし、開放の行き過ぎから調整が必要となり、胡耀邦が失脚する。

第3期：1988年～91年。88年後半からは国内経済の引き締め（調整）により、対外貿易制度、地方の対外自主権などの見直しも不可避となり、中国経済は全般的に停滞を余儀なくされた。これに追い打ちをかけたのが89年6月4日に勃発した天安門事件である。

第4期：1992年～。92年1～2月にかけての鄧小平の南方視察の講話によって、改革・開放加速路線が提起されたことを背景に投資・開発ブームが高まり、世界的不況の中で、1992年の中国経済は対前年比12.8%という高度成長を実現した。

なお、1994年3月10日、第8期全国人民代表大会第2回全体会議の席上李鵬首相は、1993年の国内総生産は前年比13.4%の伸びを示したが1994年の成長率は改革にゆとりをもたせるため9%に抑えたい、との主旨の発言をした（1994年3月11日付『朝日新聞』）。

論点を留学生派遣政策に戻そう。前出の張 [1993] はさらに、1978年以降の日本留学の歴史を次の3つの段階に細分化しているが、基本的には上述の政治・経済の流れの区分を踏襲したものである。

第1段階：1978年～83年。この期間の特徴は中国人留学生の数が少なく、かつ政府派遣に限られていたことにある。（わずかながら私費留学生も存在した。：筆者加注）

第2段階：1984年～87年。留学ブーム始まる。84年末に国務院は「私費留学に関する新規定」を公布し、人材流出を理由にそれまで禁止していた大学専任講師以上の者にも私費留学の道を開いた。

第3段階：1988年以降。留学形態の多様化と規模の拡大化が顕著である。

(第2段階にも共通する特徴である。：筆者加注)。留学終了後、日本で就職を希望する者が増加している。

なお、葉 [1990] は在日中国人留学生の派遣形式・人数・卒業後の進路などの要因に着目して、1978年以降を次の4つの時期に区分している。すなわち；①実験期(1978～79年)、②本格化の時期(1980～84年)、③急増期(1985～88年)、④高原調整期(1988年後半～)である。

ここまで大まかな流れをみてきたが、次章以下では1978年以降の留学生派遣にかかわる詳細な動きについて述べていく。特に、留学修了後の帰国率の低さ故に、人材育成の積極的な手段としての留学生派遣が、逆に人材の国外流出という深刻な政治・社会問題を引き起こしている点に注目して論じていきたい。なお、中華人民共和国成立から文革までの時期の留学生政策に関しては、石川 [1993 b] が詳しい。

2. 留学生派遣政策の概要——1978年から80年代にかけて

2.1 石川 [1993 a] にみる派遣政策の揺れ

文革以降80年代末にかけての中国の留学生派遣政策の変動を石川 [1993 a] に基づいて整理してみると、次の通りである。

- (1) 1978年8月方針(「放」)：教育部は中共中央の指示に基づいて、1978年の留学生派遣数を理工系を中心に3千人以上とする計画を発表した。実際には、1978年の留学生派遣数は自然科学専攻者を中心とした860人であった。
- (2) 1981年1月規定(「放」)：1980年10月の留学人員工作会議で、できるだけ多く派遣するという方針が確認され、そのひとつのやり方として私費留学の奨励が打ち出された。翌81年1月には私費留学に関する指示及び規定が出された⁽¹⁾。
- (3) 1982年7月規定(「収」)：留学ブームに伴い「出稼ぎ留学」等の問題

が顕在化したため、私費留学に関する新しい規定がもうけられ、より厳しい申請資格条件がつけられた。すなわち、国外に定住する友人或いは国内の親族が学費や生活費の全額を負担してくれること、国外の大学等の入学許可証を提示しなければ私費留学の申請ができないこと、大学ないし大学院に入学する場合は35才以下とすること等である⁽²⁾。

- (4) 1984年12月規定（「放」）：國務院は「私費留学に関する暫定規定」を公布した。この規定により、正当な合法の手続きで外貨による費用援助を受けられる者、或いは国外の奨学金を受ける者は、学歴、年齢、勤務年数を問わず、私費留学が認められることになった。ただし、卒業年次の大学生は除かれた。これにより、人材流出防止のため禁止されていた中級レベル以上の専門職にある者の私費留学が認められるようになった⁽³⁾。
- (5) 1986年1月規定（「収」）：国家教育委員会は私費留学を制限する通達を出した⁽⁴⁾。すなわち、大学在學生は原則として私費留学が認められず、大学卒業生は5年間勤務した後でないとい私費留学の申請ができない、また、パスポートの申請には2万円の保証金が必要である。
- (6) 1986年12月規定（「放」）：国家教育委員会は「出国して留学する人員

(1) 石川 [1993 a] によると、私費留学の条件、審査、費用、待遇、政治思想工作、管理教育工作等について規定がもうけられた (p.15)、と記されている。詳細は不明。

(2) この他に、私費留学が認められない者として、大塚 [1990] では「大学の卒業年次の学生や大学院在學生」、石川 [1993 a] では「大学在學生や大学卒業後2年に満たない者」が挙げられている。

(3) 中級レベル以上の専門職とは次のような職称を指す。大学教師の場合、「教授」、「副教授」、「講師」、「助教」の「講師」以上。新聞記者の場合、「高級記者」、「主任記者」、「記者」、「助理記者」の「記者」以上。研究員の場合、「研究員」、「副研究員」、「助理研究員」、「研究実習員」の「助理研究員」以上。技師の場合、「高級工程師」、「工程師」、「助理工程師」、「技術員」の「助理工程師」以上。医者の場合、「主任醫師」、「副主任醫師」、「主治醫師」、「醫師」の「主治醫師」以上。(三菱総合研究所中国研究室 [1988] Pp.123-124 の「業務職称対応表」による)

(4) 石川 [1993 a] によると、この通達は徹底しなかったようである。

に関する若干の暫定規定」を公布した。公費留学生は国の統一計画に基づく「国家公派」と政府部門や地方や所属機関などから派遣される「単位公派」に大別された⁽⁵⁾。ただし、「単位公派」には個人的に奨学金或いは資金援助等を獲得し、所属職場の承認を得て派遣される者も含まれるようになったが、これは私費留学生を公的派遣の枠組みに取り入れて、留学修了後の帰国を促進するための措置である。

- (7) 1987年10月（「収」＝長期、「放」＝短期）：国家教育委員会は長期留学を抑制し、短期留学を奨励。中国の留学生工作の中心は派遣から帰国促進に移行した。1988年12月には、北京語言学院内に国家教育委員会所管の「留学生サービス・センター」が設置され、帰国留学生の職場配置或いは就職斡旋等の業務を行うこととなった。

2. 2 派遣の実態

文革後のこうした留学生政策の揺れ動きについて、石川 [1993a] は「この10年余りの間、1～2年おきに私費留学に対する制限と緩和が繰り返され

-
- (5) 大塚 [1991] によると、公的派遣留学生の選抜・派遣については、「若干の暫定規定」の第3条第1項に次のように規定されている。

「公的派遣による外国留学生とは、国家建設の需要に基づき、国および関係行政部門、地方、機関の全面的ないし部分的資金援助を得、各種のルートや方式を通じて、計画的に派遣される留学生を指す。国の統一計画に基づき、全国範囲で募集し、統一的に選抜、派遣し、統一的な経費の支出規定を適用される外国留学生を国家による公的派遣外国留学生と呼ぶ（「国家公派」と略称される）。行政部門、地方、機関の計画に基づき、当該地区、当該機関の中で募集し、選抜、派遣し、行政部門、地方、機関の経費支出規定を適用される外国留学生（個人が当該機関の同意と支持を得て、各種の奨学金、ローン、資金援助を取得するとともに、人員派遣計画に組み込まれた留学生を含む）を行政部門、地方、機関による公的派遣外国留学生と呼ぶ（「単位公派」と略称される）。（p. 149）」

ただし、「国家公派」にも外国政府或いは国際組織から奨学金の提供を受けた者を含んでおり（『中国教育年鑑』1989年版、p.330）、上記の「統一的な経費の支出規定」という箇所には疑問が残る。

ている。これは、政府部内でも留学生派遣に対して異なった見解が存在し、それらが拮抗している証拠である。(p. 22)」と分析している。中国共産党内部の保守派と改革派の政治・経済路線をめぐる権力闘争について、三菱総合研究所 [1990] は「中国の開放政策10年は、ほぼ2年毎のサイクルを描いて左右に揺れて推移した。この間、3人の総書記が失脚した。しかし、鄧小平の開放政策の基本は貫かれている。(p. 30)」としている。開放政策の左右への路線の揺れについての矢吹 [1994] の図の一部を転載するので、留学生派遣政策の左右への揺れに重ね合わせて見ていただきたい(図1参照)。留学生政策は開放政策の一部分を占めるものであり、開放政策の揺れが反映されてきたのは当然であるが、基本的には一貫して留学推進策が採られてきたと言えよう。

なお、私費留学生派遣の開始時期について、張 [1993] は第1段階の1978年から1983年までは政府派遣に限られていたとしているが、石川 [1993 a] は1980年1月5日付の『光明日報』の「関係部門は私費留学生の出国方法等について相応の規定をもうけた」という記事を根拠に、78年頃から高級幹部の子弟や華僑親族等のごく少数の私費留学生が存在していたものと推測している。もちろん、国民一般に私費留学が解禁されたのは1980年10月以降である。

公的派遣の対象者は学部生(「大学生」)、大学院生(「研究生」)、研修生(「進修人員」)、研究者(「訪問学者」)であるが、文革直後においては中国国内の教育事情が混乱をきたしており、大学院レベルの留学生を派遣することはできなかった。そのため、1978年から1981年頃までは学部レベルの留学生派遣に重点がおかれ、1979年3月には、わが国の大学の学部入学を目指す者のために、長春の東北師範大学のキャンパス内に赴日留学生予備学校が設置された。これは我が国の大学入学資格として「学校基本法」に規定された12年の学校教育修了を満たすための措置であった。ただし、1982年以降は派遣対象が大学院留学生に移ったため、大連外国語学院培訓部も加わり、当該

図1 解放政策の流れ

年	←左へのプレ	【路線】	右へのプレ→
1978			78.12 11期3中全会
79	79.1 四つの基本原則の堅持提起	【鄧小平主流派に】 【四つの現代化】 【対外解放・対内活性化】	79.7 経済特区設置
80	79.12 民主の壁禁止		80.5 劉少奇、名誉回復
81	81.4 白樺「苦恋」批判		81.6 11期6中全会歴史決議
82			82.9 第12回党大会 (胡耀邦総書記、鄧小平軍委主席)
83	83.10 整党決議、反精神汚染		
84			84.4 14都市対外開放 84.10 経済体制改革決議
85			85.9 党全国代表大会
86	86.10 精神文明決議 86.12 学生デモ		
87	87.1 胡耀邦失脚、反ブルジョア自由化		87.10 第13回党大会 (趙紫陽総書記、指導部若返り)
88	88.夏 狂乱物価、買占騒動		
89	89.6 天安門事件 趙紫陽失脚、江沢民総書記に		
90			90.1 北京市の戒厳令解除
91	91.12 ソ連崩壊		
92			92. 改革開放の促進 92.10 第14回党大会
93			93.11 第14期3中全会

注) 出所: 矢吹 [1994] Pp. 14-15 の第1-1図

留学生の予備教育を行うこととなった。高等教育事情の回復に伴い、1982年頃からは大学院修士レベルの留学生派遣に重点が移ったが、1986年には修士課程修了者で博士号取得を目指す者の派遣に重点が移り、さらに1988年には博士号取得者を含む研修生や研究者の派遣を多くする方針が打ち出され、公

的派遣留学生の高学歴化が進んだ。

1972年以降の国家による留学生派遣者数及び帰国者数の推移を表1に、また1982年以降の公的派遣による出国者の内訳を表2に示した。表1は国家派遣による人数であるが、資料によって数値が異なる年度があるため参考までに併記した。私費留学生に関する中国側の正確な統計資料は存在しないが、大塚[1990]によると、1987年までの数年間は少なくとも毎年3千人が出国したと見積もられており、1988年には1万人以上にのぼったという⁽⁶⁾。

留学生派遣先はアメリカが圧倒的に多く、『中国教育年鑑』(1989年版)によると、1988年の「国家公派」の14.8%、「単位公派」の44.9%を占める。また、「国家公派」の81.3%がアメリカ、日本、オーストラリア、カナダ、イギ

表2 国家派遣の留学にかかわる出国者の内訳の推移

	進修人員・訪問学者	研究生	本科生	合計
1982	2,044(60.9)	1,060(31.9)	242(7.3)	3,326(100.0)
83	1,786(52.3)	1,490(43.7)	136(4.0)	3,412(100.0)
84	1,916(56.8)	1,364(40.5)	96(2.7)	3,372(100.0)
86				
87	3,399(72.3)	1,216(25.9)	88(1.8)	4,703(100.0) [+6,569(100.0)]
88	2,654(70.1) [+2,552(72.2)]	1,012(26.7) [+942(26.6)]	120(3.2) [+41(1.2)]	3,786(100.0) [+3,535(100.0)]
89	2,444(81.8) [+4,182(77.6)]	411(13.8) [+1,154(21.4)]	132(4.4) [+54(1.0)]	2,987(100.0) [+5,390(100.0)]
89	1,937(86.3) [+4,893(90.6)]	307(13.7) [+510(9.4)]		2,244(100.0) [+5,403(100.0)]

注1) 出所：『中国教育年鑑』1982-84年版の p. 301 の表、1988年版の Pp. 385-386、1989年版の P. 330 の表、1990年版の P. 382、1991年版の p. 387

注2) 数値は国家派遣の実数、() 内は比率(%)、1987~90年の [] 内は「単位公派」(職場派遣)

注3) 「進修人員」= 研修生、「訪問学者」= 研究者、「研究生」= 大学院生、「本科生」= 大学学部生

(6) 大塚[1990] p. 85。なお、これは1988年4月7日付及び1989年1月7日付『中国教育報』からの引用である。

リス、フランス、西ドイツ等の先進諸国に、11.7%がソ連に派遣された。私費留学を含めた中国人留学生の国別出国者数及び帰国者数についてみると、アメリカが群を抜いて多く、日本は第2位となっている（表3参照）。なお、大塚〔1990〕によると、表3の数値の出所は国家教育委員会留学生司となっている。法務省統計資料によれば、1978年から89年の間に「留学」ビザで来日した中国人は合計9,903人である⁽⁷⁾。

表3 中国人留学生の国別出国者数及び帰国者数（1978年～89年）

国名	出国者数 (A)	帰国者数 (B)	帰国率:%(B/A)
アメリカ	約40,000	約10,000	25.0
日本	約 9,000	約 2,600	28.9
カナダ	約 6,000	約 2,000	33.3
西ドイツ	約 5,300	約 2,500	47.1
イギリス	約 4,800	約 2,300	47.9
フランス	約 3,000	約 1,500	50.0
オーストラリア	約 3,000	約 1,500	50.0

注) 出所：大塚〔1990〕p. 87 の表。(原資料出所：国家教育委員会留学生司調べ。原注の一部：日本への留学生9,000人の内、国による派遣は4,600人であり、残りは所属機関により公的に派遣されたもの及び私費留学生である。)

3. 留学生派遣政策の概要——1990年以降

3. 1 90年2月の「補充規定」

1990年1月25日、国家教育委員会によって「大学卒業以上の学歴を有する者の私費海外留学に関する補充規定」（以下「補充規定」と略称する）が公布され、同年2月10日から施行された。この「補充規定」の施行により、私費留学は大幅に抑制されることになった。また、これに伴い「《大学卒業以上の学歴を有する者の私費海外留学に関する補充規定》の実施にあたっての暫定施行細則」（以下「施行細則」と略称する）も施行された。この新規定の目的

(7) 『出入国管理統計年報』各年版による。ただし、若干の再入国者も含まれる。

とするところが、高学歴を有する人材の国外流出対策であることは言うまでもない。この規定は1994年現在生きており、その概要を理解しておく必要がある。

「補充規定」の第2条によると、全日制高等教育機関に公費で学んだ次の者は国家への奉仕義務年限を全うして初めて私費による海外留学の申請をすることができる。すなわち、本科卒業生、専科卒業生、大学院修了者及び4年生以上の本科生、大学院生、及びこれらの学習段階で退学した者である⁽⁸⁾。そして、第3条では、専科卒業生以外のこれらの者にたいして5年間の奉仕義務を課している。しかし、この奉仕期間には慣習として実施されている見習い期間或いは勤務を離れての研修期間は含まれないため、実質的には卒業後6年間は留学の道が閉ざされることになった。2年制、3年制の専科卒業生の場合は、各々奉仕期間が2年、3年と定められた。第4条では、公費による3年生以下の在学学生は在学期間中に国家が負担した養成費を返還した後私費留学を申請することができる⁽⁸⁾と定められた。ただし、出国の日から8年以内に帰国して奉仕すれば支払った養成費は返還される。ちなみに「施行規則」の第3条によると、1990年度の養成費の基準は、1学年につき専科1千5百元、本科2千5百元、修士課程4千元、博士課程6千元である。また、「補充規定」の第5条では、6類人員と略称される帰国華僑、国外華僑、香港・アモイ・台湾同胞及び外国籍華人の親族の私費留学について規定している。すなわち、高等教育機関に公費で在学している或いは退学した直系親族の場合は養成費の償還或いは奉仕義務が免除されるが、非直系親族

(8) 「本科」は日本の学部⁽⁸⁾に相当し、4年制或いは5年制である。「専科」は短大或いは専門学校に相当し、2年制または3年制である。大学院生については、修士課程及び博士課程以外に、学位の取得を目的としない1年制のコース(原文では「研究生班」)の者も含まれる。なお、「専科」は大学に付設されていることも多く、卒業証書等の書類から「本科」との区別がはっきりしないこともあり、日本の大学で受け入れる際のネックの1つになっている。

は養成費を償還した後奉仕義務を免除される。全日制成人高等教育機関についても規定されているが、ここでは省略する。

このような私費留学を制限する新政策に対して、知識分子、特に大学生は大きな不満を示し、北京師範大学、北京化工学院、北京第二外国語学院、北京鋼鉄学院など首都の一部の大学では学生が署名活動等の抗議行動を起こした（塗 [1990]）。

3. 2 「補充規定」以後の動き

「補充規定」以後の動きについては、まとまった資料がなく、断片的な情報をつなぎ合わせる以外に方法はないが、「留学」希望者の出国審査に限定することなく、出国全般にかかわる資料も含めて整理してみると次の通りである。

國務院智力引進弁公室は最近（1990年秋頃：筆者加注）「海外研修者の選抜条件に関する暫定規定」を發布した（趙 [1990]）。この規定は非常に厳しいものであり、出国して養成を受ける者に対して少なくとも5年以上の勤務経験を有し、年齢は50才以下で、一定の外国語の水準を具備していることを要求するのみならず、政治的な面についても次の3つの条件を提示している。① 党員と党の積極分子を優先的に考慮する。② 所属機関の党委員会と保安部門を通じて上級の党委員会及び保安部門に対して10年以來の、特にここ2、3年以來の政治的態度を証明することが必要である。昨年の「六四」事件に参加した者或いは新聞、雑誌上でブルジョア階級自由化を唱える人物をあからさまに宣伝した者は原則として選抜されない。③ 目下、党、政府、軍の機密工作に従事している者、或いは最近になって党、政府、軍の機密工作から離れた者も暫時は養成対象とはなれない。

1991年に入って、公安部は新しい規定をもうけ、私的理由による出国者に対して政治的審査を強化した（諸葛 [1991]）。次の審査項目の1つでも不合格の場合には公安部出入国管理局はパスポートの発行を拒否する、という内

容であった。すなわち、①犯罪歴の有無、②機密漏洩問題の有無、③違法な外貨取得の有無、④近年、ブルジョア階級自由化を鼓舞する文章或いは作品を書いたり発表したことがあるか否か、といった点が主な審査項目である。私費留学生について言えば、従来は受け入れ校の入学証明書及び経済保証人に関する書類があれば、パスポートを発行していた。

また、北京地区で私的理由により出国の申請をする者が1990年末までは1日3百人程度であったが、1991年に入ってから、特に春節以降大幅に増加し、1日千人近い数となった。この「異常現象」を抑えるため、公安部出入国管理局は春節後に再度通達を出した（関〔1991〕）。通達の主な内容は次の5項目であった。すなわち、①各種の専門家に対しては適切に規制しなければならない。②現役の軍人、新聞記者、機関の幹部に対しては厳格に審査しなければならない。③夫婦の片方がすでに国外におり、申請の理由が正当である者に対しては適度に規制を緩和しても差し支えない。④私的理由により日本或いは北欧へ出国を申請する者に対しては適度に規制を緩和してもよいが、アメリカ、西ヨーロッパ、東ヨーロッパへの出国申請に対しては厳格に審査しなければならない。⑤各種の違法犯罪分子の国外逃亡を断固として阻止しなければならない。これ以外の点としては、従来パスポートの審査は主として市の公安局によって行われていたものが、先ず市の公安局の審査を受け、さらに市の安全局の第2次審査を受けねばならなくなった。

公費派遣留学生の出国審査についても、国家教育委員会が引き締めのための新規定を定めた。阿林〔1990〕によると、その規定は1990年10月（原文では先月：筆者加注）発行の内部刊行物に掲載された。要点は次の通りである。①1990年に採用した公費留学生は全員「留学予備人員」とし、派遣するかどうかの最終決定はさらに突っ込んだ政治審査と日常の言動に基づいてなされねばならない。②「留学予備人員」以外にいくつかの「留学候補人員」を採用し、政治審査で淘汰された予備人員に代えなければならない。③「訪問学者」の出国期限を一律に半年と改めることを厳格に規定している。「業

務進修人員」は一律に一年とするが、特に事情がある者は上に報告し審査・許可を受けなければならない。④これまで公的派遣者を自由気ままにさせていた状況を改め、正式に出国を許可する前に集中的に思想的な養成を行い、愛国主義教育を強化し、海外において反共及び民主化運動の影響を受けることを予防しなければならない、と規定している。

國務院人事部副部長蔣冠荘の最近（1992年初め頃：筆者加注）の談話によると、働きながら勉強する（「半工半読」）という形の私費留学生の出国は規制は緩めるべきだが、公的派遣による私費留学生（つまり、「単位公派」による者：筆者加注）は最初に政治的素質をきちんと審査しなければならない、としている（汪 [1992b]）。

これまでみてきたように、1990年以降は出国審査が強化されつつあるが、その原因はひとえに出国者の帰国率が低い点に求められる。そこで、次章では帰国促進対策に的をしぼって論じていくことにする。

4. 留学修了後の帰国率の低さとその対策

中国は現在人材不足に悩んでいるが、近い将来事態はさらに深刻化すると予測される。例えば、加納 [1990] によると、中国の科学者のうち40才代と50才代が半数以上を占めており、40才未満は5分の1しかいない（p. 28）⁽⁹⁾。

4. 1 1980年代の帰国促進対策

文革後の中国の留学生派遣政策の中で重要な部分を占めるのは帰国留学生対策である。留学が修了しても帰国しない者が多いため、人材の流出という

(9) 陳頌 [1988] 『中国・中国』（遼寧人民出版社）からの引用であり、1980年代中頃の状況であろう。

観点から中国政府は一貫して帰国促進政策を採って帰国者を優遇している。1982年7月の規定は私費留学を厳しく制限する内容であったにもかかわらず、帰国私費留学生については公費留学生と同様の待遇で就職の斡旋をするという優遇措置が決定された。また、私費留学生の帰国旅費についても、1984年には修士以上の学位を取得した者に、1986年末には学士以上の学位を取得した者に支給するように、その対象が拡大されてきた。また、第2章でも触れた通り、1986年10月規定では帰国促進を図る目的で、本来私費留学である者、すなわち個人的に国外の奨学金或いは資金援助を獲得し所属職場の承認を得て出国する者まで、「単位公派」という名の下に公的派遣の枠組に取り入れた。1987年以降大学院生の派遣を減らし、訪問学者の比率を高めた点について、石川〔1993 a〕は「より高年齢の訪問学者は期間も短く、妻子も国内に残していることから、帰国率が高いと判断し、その派遣を増やすことを決めたものと思われる。」と推測している。1987年10月に国家教育委員会と国家科学委員会が連名で発した「帰国留学生の就職斡旋暫定法」には、「国家公派」の留学生は言うまでもなく、私費留学生についても規定がもうけられている。すなわち、「大卒以上の学歴を獲得した私費留学生は帰国後、本人が国家の就職斡旋を希望するのであれば、国家派遣留学生と同等に取り扱う」。又、その場合、「私費留学生は一律に国家教育委員会が責任をもって職を斡旋する」と定められている。（『中国教育年鑑』（1988年版）Pp. 391-392）。

1987年以降の留学生工作の中心が派遣から帰国促進に移り、88年末に「留学生サービス・センター」が設置されたことはすでに述べた通りである。『中国教育年鑑』（1991年版）によると、1990年に同センターが行った留学生支援活動は次の通りである。3,152人の公的派遣留学生のパスポート・ビザ・航空券等の出国手続き；2千人余りの一時帰国者の接待とその再出国手続き；留学が修了し帰国した1千4百人余りの研究生の接待；学位を取得して帰国した120人余りの就職先の提供；延べ3千人余りに留学情報サービス

の提供；延べ3千2百人に26回の外国文化・歴史・常識講座及び留学必須知識講座を開講。

前出の表3から、特にアメリカ留学者の帰国率が低いことがわかる。ただし、分母となる出国者数の中にはまだ留学が修了していない者も含まれているため、実質的な帰国率は当該表の数値を上回るものとなるはずである。ただ、この表に示されているのはあくまでも中国政府の「公式」発表の数値であることを考慮する必要がある。この点については陳[1990]の記述が興味深い。陳[1990]は中共公安部・教育部の内部統計資料を引用して、次のように述べている。

現在外国に留学中の公費留学生は6万3千人、私費留学生は2万9千人である。その内の2万5千人の公費留学生はすでに学業を修了しており、昨年1年だけでも公費留学生で学業を修了した者は1万人になるが、帰国した者はわずか670人余り（中共が面子ゆえに對外発表した数字は1千人余り）で、その内「六四」以後帰国した者はわずか2百人余り（政府発表の数字は4百人余りと、実際の数字を2倍に水増し）である。今年（1990年：筆者加注）の7月に学業を修了した者は8千人余りいるが、8月末までに帰国し所属機関に報告した者はわずか520人余りで、帰国すべき者の15分の1（6.6%）に過ぎない。私費留学生の内、6千人がすでに学業を修了しているが、昨年（1989年：筆者加注）帰国した者はわずか12人で、今年は6月末まで8人だけで、その帰国率は3百分の1である。

また、石川[1993 a]によると、1979年～84年4月の期間中上海からアメリカに渡った公費派遣留学生3千5百人（訪問学者を除く）の内、1988年初め現在の帰国者数は15%、私費留学生に至っては2千9百人の内帰国者数が10人にも満たない有り様であった。市川[1990]は、天安門事件発生以前の段階で、私費留学生1万8千人の内帰国者はわずか数百人に過ぎない、としている。こうした指摘からも、中国政府が留学生の帰国促進対策に頭を痛

めていることがよく理解できよう。

中国人留学生が帰国しない理由はおおまかに言えば、共産党政権に対する不満・不信と西側先進諸国との経済格差の2点にある。前者については、1989年のベルリンの壁崩壊に始まる東欧の民主化、統一ドイツ誕生、ソ連崩壊といった一連の歴史的事実が社会主義に対する否定的な動きを証明している。さらに、1989年6月4日に勃発した天安門事件が中国共産党に対する留学生の不信感を増幅させた事実も見逃せない。西側諸国との経済格差については、1989年現在の1人当たりの国民所得が中国360ドルに対して、表3に示された西側先進諸国の場合、同年現在アメリカ21,100ドル、日本23,730ドル、カナダ19,020ドル、西ドイツ20,750ドル、イギリス14,570ドル、フランス17,830ドル、オーストラリア17,360ドルである。いずれも中国の1人当たりの国民所得の40倍を上回っている事実から、物価水準の違いはともかくとして、西側先進諸国での生活を選択する中国人留学生が多いことは容易に納得できる。例えば、アメリカや日本での1カ月間の労働が中国での5年間のそれに値するという現実、異国での不自由な生活を割り引いても十分中国人留学生を引き止める要因となり得る。

4. 2 1990年代の帰国促進対策と現状

1993年1月16日付『人民日報』（海外版）によると、1978年から92年にかけて中国が送りだした留学生数は19万人余りで、その内、留学が修了して帰国した者は6万人余りである⁽¹⁰⁾。これに対して、達[1991]は、開放政策が採られるようになってから、派遣された公費留学生は10万人に近いが、留学が修了して帰国した者は4万人に満たず、わずかに3割余りであり、また私費による留学者10万人のうち帰国者は1割にも満たない、としている。達

(10) なお、石井[1992]は「(1978年から)1991年まで80数カ国に私費留学生を含めて15万人が留学した(この数には就学生も含むとみられる)」としている。

[1991] に示された派遣者総数は20万人弱と、上述の『人民日報』の19万人余りという数値にはほぼ一致するが、帰国者数についてみると、達 [1991] の数値は5万人をかなり下回り、『人民日報』の数値、すなわち政府発表の数値より1～2万人少ない。

人材の国外流出について、公費留学生の中にも留学修了後帰国を希望しない者が多数存在することから、國務院人事部留学処処長王漢亮氏は、外国政府は公費留学生に留学修了後の帰国を勧める義務があるとして、西側諸国に対する怒りを表明している⁽¹¹⁾。

香港の『文匯報』が90年12月8日発の北京消息として伝えたところによると、北京当局は留学生の帰国服務政策に重大な修正を加えることにした(汪 [1991])。新政策の内容は次の4点である。①国外の国際組織に勤務することになった者は全て帰国して服務したとみなす。②中国の在外機関に勤務する者は全て帰国して服務したとみなす。③留学生は帰国後、同時に国外からの招待を受けたり研究テーマを引き受けたりすることができ、国家はそのことに対して出入国の便宜を図る。④留学生が帰国後、再出国して造詣を深めることを認める、などである。

天安門事件の後中国政府はさまざまな帰国促進策を講じてきたが余り効果が上がっていない。そこで国家教育委員会のスポークスマンが、帰省や学術会議参加等の目的で一時帰国する留学生の再出国を保証する旨の発言を行った(阿林 [1991])⁽¹²⁾。しかしながら、在外中国大使館・領事館に入国を禁止された留学生のブラック・リストがあるかどうか、或いは公安部が政治的理由により故意に再出国手続きを行わない可能性があるかどうか、等の問題については言を避け語らなかった。

(11) 常 [1991], 『半月談』からの引用。なお、国内での人材流出について、第1線の科学技術者などの人材が知識分子政策を不満として政府機関に流れてしまう、としている。

(12) 1991年春～夏頃の発言と推測される。

1992年8月21日付『人民日報』（海外版）によると、國務院弁公庁は8月、各省、自治区等宛に通達を出し、海外で学ぶ留学生の帰国を促進するため、各派遣機関に対して留学生の勉学と生活に注意を払うことを要求した。通達の内容は9項目より成るが、最も重要な点は次の2つであろう。すなわち、①国外において、誤った意見を述べたことや誤った行動をとったことについては一切追求しない。②公用パスポートを一般パスポートに変更することを認める。つまり、「国家公派」留学生が私費留学生に身分を変更することができ、留学修了後の進路が束縛されなくなる。このほかに、外国籍を取得した者を「外籍華人」として遇する、といった非常に大胆な内容となっている。上述の①には、「例え中国政府に反対する組織に参加し、国家の安全、名誉及び利益を害する活動に従事したことのある者でも、それらの組織を脱退し、再び中国の憲法と法律に反する反政府活動に従事しなければ、誰であろうと一律に、帰国し働くことを歓迎する。」といった表現も盛り込まれている。

こうした通達の背景には深刻な人材難が存在している。鄧小平は1992年1月に深圳、珠海の両経済特区を視察した際、「全ての留学生が帰国することを希望する。過去の政治的態度がどうであろうとも皆帰って来て差し支えない。」と語った。『朝日新聞』（1992年5月2日付）によると、1992年5月には深圳経済特区が幹部をアメリカへ派遣して留学生のリクルート活動を展開せざるを得ないところまで人材難が深刻化している。李鵬首相も鄧小平の意を受けて、「過去の政治態度はどうあれ、帰国することを心から歓迎する。」と呼びかけ、人材の確保に躍起になっている。

しかしながら、他方では帰国留学生の就職難という矛盾した問題も生じている。明 [1990] によると、1990年上半期に日本、アメリカ、オーストラリアから帰国した私費留学生の一部は就職難に直面している。私費留学生の就職難の原因の1つは彼らの資質にある。多くの者が留学期間は2～3年で、しかも実際にはアルバイトに専念しており、学問的な成果はないにもかかわらず、留学を鼻にかけ、求職時に法外に高い条件を提示するため、求人機関

がしりごみしてしまう。もう1つの原因は求人機関の私費留学生に対する偏見である。帰国留学生は大金持ちであり、職につくのは単に国家の福利厚生之恩恵にあずかりたいためであるとか、外国帰りは辛抱がないか思われている。公費留学生と私費留学生の帰国時の待遇差別に対して、多くの私費留学生が強い不満を抱き、上海ではそうした帰国留学生が市の関係部局へ待遇改善を求める要求書を提出した。

1992年初め現在、上海市では帰国留学生の就職問題が日増しに厳しくなっており、それ以前の数年間に帰国した留学生の80%が依然として失業中であり、元の職場に復職できた者はわずか3～4%に過ぎない（汪 [1992 a]），といった状況である。

また、1985年以来教育部門（大学等）の帰国留学経験者に対してのみ無償の資金援助が実施されていたが、留学生の帰国政策を促進するため、最近（1992年後半と推測される：筆者加注）「非教育系統の留学帰国者への資金援助経費の有償使用暫定条例」が制定され、非教育系の留学生に対しても有償の資金援助（貸付）が認められるようになった（常 [1993]）。申請の条件は、①申請者に技術開発能力があること、②申請者或いはその所属機関に返済能力があること、③開発項目は国家が急務としているものであること、④貸付金は25万元を超えず、返済は3年を超えないこと、となっているが申請の手続きは相当に煩雑である。

また、米国連邦司法省は1993年6月30日に「中国人留学生保護法暫定施行細則」を公布し、国内各地の移民局サービス・センターで「六四グリーン・カード」（天安門事件にかかわる中国人留学生のための永住ビザ）の申請を受け付けることを決定した。申請期間は1993年7月1日から翌94年6月30日の1年間であるが、侯 [1993] は目下アメリカに在住の中国人留学生、研修生、研究者の合計およそ8万人の内、90%以上が永住ビザの申請を行うものと推測している。なお、アメリカ上下両院は天安門事件後に、人権保護の立場から中国人留学生の滞在延長を認める決議を行い、1990年4月にはブッ

シュ大統領が同様の主旨の行政命令を出した。1992年5月には「中国人留学生保護法」が議会を通過し、同年10月ブッシュ大統領によって署名され発効した。中国政府は人権問題は存在しないとの立場から、アメリカのこうした一連の動きに対して非難の声を発している。

これまで述べてきた点から、中国政府の様々な留学生帰国奨励策にもかかわらず、余り成果が上がっていないこと、さらに人材難にもかかわらず、特に私費留学生の場合、往々にして希望する職につけないという現実も明かになった。

5. もう1つの「留学生」

中国政府の留学生派遣政策の揺れの原因は党中央の保守派と改革派の権力闘争にあるが、引き締めと緩和の違いは結局の所、大卒以上の学歴を有する人材流出のリスクをどう評価するかという点にあったと言えよう。

ところが、当然のことながら中国側の「留学生」には語学学校への留学を目指す者も含まれている。こうした「留学生」(=「就学生」)は高卒以上の学歴を有することになってはいるが、実際にはそうではない者も多数含まれ、「留学」に名を借りた出稼ぎであることが、日本のみならずオーストラリア、カナダなどの国々で大きな問題となっている。

語学就学者に関する中国側の統計資料はないため、その数は不明である。また、中国政府が本気で出稼ぎ目的の就学を抑制しようとしていたかどうか疑問である。少なくとも1988年秋の「上海事件」以前の中国政府の対応は鈍い⁽¹³⁾。江東[1990]はこうした出稼ぎ目的の就学学生が大挙して日本へ来る理由を次のように述べている。

日本への出稼ぎは中国国内の就職難を緩和し、さらに出国就学生の送金により中国に貴重な外貨をもたらすという大きな効果がある。だから、中国政府は日本での現地調査により、悪質な日本語学校が中国人就

学生を食い物にしている現実を早い段階で把握していながら、結局は無視してしまったのだ。私が偶然目にした極秘資料「在日本中国人私費就学生の現状調査報告」（正確な名称は不詳）では、日本語学校や中国人就学生の諸問題を指摘していながら、「中国人就学生の中国への送金額は看過できない額に達している」と総括し、従来の外国人との接触禁止政策から、労働力の輸出を図る目的で名目だけの「就学生」をどんどん送り出す、というように政策を180度転換したのだった。

さすがに、「上海事件」の深刻な影響をまともに受けた上海市当局は1990年6月「上海市私費出入国サービス・センター」を設立し、市民の私費による語学就学のための出国を管理することとした。この管理規制は日本を初めとしてオーストラリア、ニュージーランド、カナダなど全ての国への語学就学者に適用されている。その後、福建省当局も1992年11月以降「福建省教育国際交流協会」を通して省民の語学就学を管理するようになった。四川省でも1993年に入って同様の措置が講じられるなど省レベルでの対応はみられるものの、国家レベルでの統一的な対応はみられない。また、第3章でも引用した通り、1992年初め頃国務院人事部副部長の蔣冠荘が「働きながら勉強するという形での私費留学生に対しては審査基準を緩めるべきだが、……」（汪 [1992等 b]）と語っている点からも、特に人材流失につながらない語学就学生の出国審査に関しては消極的な姿勢が窺われ、余剰労働力の輸出と外貨獲得に対する中国政府の本音がちらついている。福建省側は、福建省における日本への就学希望者が多いこと背景として、①古くからの日本との交流関係の存在、②多数の余剰労働力が蓄積されており、そのはけ口がないこ

(13) 「上海事件」とは、就学生の偽造申請書類の多発に業を煮やした法務省がいわゆる「10・5通達」を出し、ビザ発給審査を厳しくしたため、不安になった就学志望の若者が大挙して上海の日本総領事館へ押し掛け、11月7日以降連日のデモ騒ぎに発展した事件である。この事件により悪質な日本語学校の存在が一挙に明らかになり、就学生問題が大きな社会問題として認識されるに至った。岡 [1994] を参照されたい。

と、③省内の高等教育機関の受け入れ体制が不十分、という3つを挙げているが（日本語教育振興協会 [1993 b] p.66）、②の余剰労働力が就学ブームに拍車をかけている事実は火を見るよりも明かである。

6. 結 び

1990年2月の「補充規定」によって、大卒以上の学歴を有する者の私費留学が大幅に制限されるようになったことから、新たな人材流失問題が発生している。それは、人材流失の若年化現象である。エリート高校生を中心に国内での大学進学を敬遠し、TOEFLを受験した上で、高校卒業と同時にアメリカの大学に入学する者が急増している事実がある。もちろん、日本への留学生にも低年齢化の傾向が現れている。例えば、岡山大学経済学部の中国人私費留学生の場合、従来は例外なく中国の大学を卒業後、研究生として来日し、大学院を目指すパターンであり、学部の1年に入学をした者は皆無であった。ところが、1991年3月に実施された1992年度私費外国人留学生特別選抜試験（学部）へ初めて7名の中国人の応募があったのを皮切りに、翌92年3月には6名、93年3月には7名の応募があった。

中国国内では、1990年7月に実施された全国大学統一試験に早速こうした影響が現れている。希 [1990] によると、大学受験を放棄した高校生が相当数存在し、とりわけ大都市においてこの現象が顕著である。上海市では受験該当者の6分の1（5千人余り）が出願しなかった。希 [1990] はその理由を3つ挙げている。すなわち、①出国ブームの影響。大学に入学すると、留学に様々な制限を受ける。②大都市を離れたくないため（大学卒業時に辺境の地の職場へ配属されることを恐れて）。③経済的に大卒のメリットがなく、高卒で就職。やはり、1990年2月の「補充規定」の影響が第1の理由として挙げられており、「上に政策があれば、下には対策がある。」というお国柄を端的に現している。

ところが、1992年下半年以降留学ブームにやや陰りが出てきているのも事実である。日本で就職した元留学生の言によると、「時折帰国するが、昨年（1993年）あたりから何が何でも留学したいとする親族・知人がほとんどいなくなった。そのわけを尋ねると、何も留学して苦勞しなくても、1992年から始まった高度成長のおかげで、物質的に豊かな生活が期待できるようになったから、といった答が多かった。」とのこと。

事実、汪 [1994] によると、北京地区の大学生・大学卒業者の私費留学熱は次第に下降しており、1993年の留学者数は2千8百人と前年比で30%近い減少を示し、1990年と比較すると43.1%減であった。留学者の減少の原因は、知識分子の活躍の場が広がり経済的な状況が改善されたことが挙げられるが、そのほかに外国の留学生受け入れが厳しくなったことも原因の1つである、としている⁽¹⁴⁾。

また、上海市公安局出入国管理处によると、1992年下半年の出国申請者数は大幅に減少した。とりわけ、日本とオーストラリアへの就学希望者の減少が顕著であるが、その原因は就学先の経済不況と中国国内の市場経済の活況にあるとしている（小林 [1993]）。

最近の傾向について要約すると、1990年2月の「補充規定」が人材流出の低年齢化に拍車をかけ、他方1992年以降の高度成長が出国ブームにブレーキをかけている。また、当局は出国希望者の審査に際して、ますます政治審査（思想チェック）を強化しつつある、という現状である。

引用文献

- 阿林 [1990] 「“留学予備生”政策」『九十年代』1990年11月号, 11. (香港)
 阿林 [1991] 「安撫留学生的新措施」『九十年代』1991年9月号, 18. (香港)
 陳明 [1990] 「大陸留学生的不歸路」『争鳴』1990年11月号, 22-23. (香港)

(14) 汪 [1994] は『北京青年報』からの引用である。

- 張紀濤 [1993]「歴史にみる中国人留学生」『国際人流』1993年10月号 (No.77), 22-23.
- 趙雲 [1990]「中共頒布出国留学新規定」『争鳴』1990年12月号, 16 (香港)
- 中国教育年鑑編集部 (編) [1986]『中国教育年鑑 (1982-84)』湖南教育出版社 (中国)
- 中国教育年鑑編集部 (編) [1989~92各年]『中国教育年鑑 (1988~91各年版)』人民教育出版社 (中国)
- 江東明 [1990]「なぜ質の悪い就学生が来るのか? ——中国国内の知られざる緊急課題」『日本語』1990年10月号, 26-29.
- 月刊日本語編集部 [1992]「年表・日本語学校をめぐる動き」『月刊日本語』1992年10月号, 4-7.
- 堀毅 [1991]『中国人留学生と人権』三一書房
- 法務大臣官房司法法制調査部 [1979~90各年]『出入国管理統計年報』(1979年版~1990年版) 大蔵省印刷局
- 法務省入国管理局 [1991]「在留資格認定証明書の取扱いについて」『日本語教育振興協会ニュース』No.13, 3-4.
- 市川博 [1990]「教育」『中国年鑑』(1990年版) 中国研究所編, 大修館書店, 156-157.
- 石井光夫 [1992]「中国の留学事情・「対外開放」の下で大量留学」『留学交流』1992年4月号, 16-19.
- 石川啓二 [1993 a]「中国大陸の文革後の留学生政策の推移」『アジア文化』第18号, 12-23.
- 石川啓二 [1993 b]「中国の留学生政策の変遷——社会主義政権下の人材育成の一形態——」『アジアの中等教育——その歴史と現状——』学習院大学東洋文化研究所・調査研究報告 No.40, 47-78.
- 石附実 (代表) [1985]『中国留学生の生活と意見——全国アンケート調査から——』昭和57-59年度科学研究費補助金研究成果報告書
- 常歌 [1991]「大陸人材流出, 高層担憂」『九十年代』1991年10月号, 23. (香港)
- 常歌 [1993]「留学回国新条例出籠」『九十年代』1993年1月号, 22. (香港)
- 関泰藩 [1991]「出国護照安全局把関」『争鳴』1991年4月号, 89. (香港)
- 加納陸人 [1990]「中国人「就学生」問題を考える——この2, 3年の動きから」『季刊中国研究』18号, 15-46.
- 希成 [1990]「大陸高校招生新動向」『九十年代』1990年10月号, 10. (香港)
- 国家教育委員会 (編) [1988]『中国教育統計年鑑 (1987)』北京工業大学出版社 (中国)
- 国家教育委員会 (編) [1990]『中国教育統計年鑑 (1989)』人民教育出版社 (中国)
- 侯青 [1993]「留学人員申弁“六四緑卡”」『九十年代』1993年9月号, 80-81. (香港)
- 明華 [1990]「自費生回国求職難」『九十年代』1990年10月号, 11. (香港)
- 三菱総合研究所中国研究室 (編) [1988]『中国情報ハンドブック』蒼蒼社
- 三菱総合研究所 (編) [1990]『中国情報ハンドブック』(1990年版) 蒼蒼社
- 三菱総合研究所 (編) [1993]『中国情報ハンドブック』(1993年版) 蒼蒼社
- 日本語教育振興協会 [1991]「日本語学校入学手続きに関する上海市の管理強化について」『日本語教育振興協会ニュース』(号外, 1991. 9. 17.), 1-13.

- 日本語教育振興協会 [1993 a] 「福建省の自費出国語学就学に係る管理強化について」『日本語教育振興協会ニュース』No.21, 22-26.
- 日本語教育振興協会 [1993 b] 「中国における日本語教育事情調査について(報告)」『日本語教育新興協会ニュース』No.24, 62-69.
- 日本語教育振興協会 [1993 c] 「四川省私的出国人員サービスセンターによる自費出国語学就学者の管理強化について」『日本語教育振興協会ニュース』No.25, 11-22.
- 大塚豊 [1990] 「中国からみた日本留学」『高等教育研究紀要』12号, 84-93.
- 大塚豊 [1991] 『中国高等教育関係法規(解説と正文)』(高等教育研究叢書8) 広島大学大学教育研究センター
- 汪希祐 [1991] 「北京档案」『九十年代』1991年1月号, 80-81. (香港)
- 汪希祐 [1992 a.] 「北京档案」『九十年代』1992年3月号, 70-71. (香港)
- 汪希祐 [1992 b.] 「北京档案」『九十年代』1992年4月号, 66-67. (香港)
- 汪希祐 [1994] 「北京档案」『九十年代』1994年3月号, 76-77. (香港)
- 岡益巳 [1994] 「中国人就学生に関する一考察」『岡山大学経済学会雑誌』第25巻第3号, 181-200.
- 諸葛玉 [1991] 「出国政審条件更厳」『争鳴』1991年2月号, 16. (香港)
- 小林 (Xiao-Lin) [1993] 「出国簽證大減, 營業執照劇増」『九十年代』1993年2月号, 20.
- 田中宏 [1990] 「80年代における日本の留学生受入れ政策と中国人留学生」『季刊中国』18号, 1-14.
- 達実華 [1991] 「大陸高等院校危機重重」『九十年代』1991年8月号, 33-35. (香港)
- 塗文 [1990] 「中共限制出国留学引起公憤」『争鳴』1990年3月号, 10. (香港)
- 葉進 [1990] 「在日中国人留学生の推移と現状」『季刊中国研究』18号, 59-70.
- 矢野恒太記念会(編) [1991] 『世界国勢図会』(1992-1993年版) 国勢社